

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第10条第3項第9号で定められた猟法の禁止の一部を解除するため、同法第14条第4項において準用する同法第7条第4項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成12年香川県規則第38号）第7条第1項の規定により公告する。

平成19年7月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 日時
平成19年8月10日（金） 午前10時30分から
- 2 場所
高松市番町4丁目1-10 香川県庁北館3階第5会議室
- 3 案件
イノシシに係る猟法の禁止の一部解除について